

株式分割に関する基準日の設定公告

平成 25 年 9 月 13 日

株 主 各 位

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
六本木ヒルズ森タワー
クルーズ株式会社
代表取締役社長 小 渕 宏 二

当社は、平成25年4月15日開催の取締役会において、平成25年10月1日付をもって当社普通株式1株を100株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成25年9月30日と定めましたので公告いたします。

以 上

.....

お知らせおよびご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関する案内は、平成25年11月上旬にお届出住所にお送り申しあげる予定です。
2. 平成25年10月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
0120-782-031